

平成 28 年 1 月から介護保険の申請や届出に  
個人番号（マイナンバー）の記入が必要になります。

原則として、本人申請や代理人が申請するときには、申請書等にマイナンバーの記入とともに次の書類が必要になりますが、マイナンバーが分からず申請書等への記載が難しい場合等には、記入しないで提出いただくこともできます。

【本人が申請する場合】

- ・個人番号カード  
又は
- ・通知カードと本人確認書類（※）

【代理人が申請する場合】

- ・委任状（委任状が難しいときは、介護保険被保険者証など本人にしか発行されていない公的書類）
- ・代理人の本人確認書類（※）
- ・申請者本人の個人番号カード又は通知カード

※ 運転免許証など顔写真付きの公的証明書 1 点。

無いときは、保険証や年金証書などの 2 点

**マイナンバーが分からず申請書等への記載が難しい場合等には、本人確認書類等の上記の書類は必要ありません。**

**介護保険被保険者証のみお持ちください。**

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保険施設が代行で提出することもできます。この場合においても、個人番号は、申請者本人が申請書に記入することとなります。介護支援専門員等が申請書に記入することはできません。申請者本人が上記の必要書類の写しを添えて提出してください。

ただし、マイナンバーが分からず申請書等への記載が難しい場合等には、記入しないで提出いただくこともできます。本人確認書類等の上記の書類は必要ありません。介護保険被保険者証のみ添付してください。

